

小平市新規会社設立応援金

小平市特定創業支援等事業の証明を受けた方が、市内で新規に会社設立を行った場合に応援金を支給します。

小平市特定創業支援等事業の証明を得るために必要な支援内容と回数

	実施機関	証明を受けるための要件
個別相談	▶小平市 ▶小平商工会 ▶多摩信用金庫 ▶西武信用金庫	経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身に付く相談を1か月（4回）以上にわたって受ける
創業セミナー	▶小平市 ▶小平商工会・西武信用金庫 ▶多摩信用金庫	経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身に付くセミナーを1か月（4回）以上にわたって参加する
創業塾	▶小平市 ▶多摩信用金庫 ▶西武信用金庫	経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身に付く講座を1か月（4回）以上にわたって受講する
創業支援関連大学講義受講	▶嘉悦大学	経営、財務、人材育成、販路開拓の各テーマからもなく1科目以上履修を終える

支給対象者

下記のすべての要件を満たす方が対象となります。

1. 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主で、新たに会社を設立した者であること。
2. 特定創業支援等事業を受けて小平市から証明を受けていること。
(※) 特定創業支援等事業および証明についての詳細は、創業支援事業のホームページをご覧ください。
3. 居住している市区町村の市区町村税を滞納していないこと。
4. 会社の登記上の本店所在地が市内であること。
5. 小平市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。
6. 過去に小平市新規会社設立応援金の支給を受けていないこと。

会社の設立が完了した日から、90日以内の申請が必要です。

支給金額

- ・ 株式会社を設立した場合 **10万円**
- ・ 合名会社、合資会社及び合同会社を設立した場合 **5万円**



特定創業支援等事業についての詳細は、
小平市HPから「創業者」で検索
または右記QRコード参照



応援金の申請書類のダウンロードなど詳細は、
小平市HPから「新規会社設立応援金」
で検索または右記QRコード参照

